

ID: 704

担当部署: こども福祉部 福祉室 生活援護課

処分の概要	指示等に従わないときの保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第62条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【根拠条文】 (指示等に従う義務) 第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日